

清須市建設工事請負業者等選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清須市指名業者選定委員会規程(平成17年清須市訓令第31号)第2条第1項に定める入札業者等の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(指名基準)

第2条 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の種類ごとに、設計金額に対応する等級の指名基準を別表のとおり定めるものとする。

(建設業者の選定)

第3条 建設業者を選定しようとするときは、清須市入札等参加資格審査規程(平成17年清須市訓令第30号)及び清須市建設工事請負業者格付要領に基づき、格付された建設業者の名簿の中から選定するものとする。

2 建設業者については、別表の指名基準等級に対応する等級に格付された業者の中から選定するものとする。ただし、入札指名業者数が清須市契約規則(平成17年清須市規則第50号)第24条に規定する業者数に満たない場合その他必要がある場合においては、直近の上位の等級又は直近の下位の等級に格付された業者から選定することができる。

3 建設業者の選定は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 工事施行能力
- (2) 経営規模
- (3) 契約の履行実績(工事成績及び技術力)
- (4) 履行中の契約件数及び契約高
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 倒産等に関する情報

(選定基準の特例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名基準及び入札指名業者数の基準にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- (2) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要があるとき。
- (3) 特定の機械又は技術を必要とするとき。
- (4) 特異な工事のとき。
- (5) 随意契約に係る工事等のとき。
- (6) 清須市内に本店又は営業所等を有する業者のとき。
- (7) 特別な理由があり、やむを得ないと市長が認めたとき。

(建設業者以外の選定)

第5条 測量、調査、設計又は監理業者、工事用物件業者等の選定は、清須市入札等参加資格審査規程(平成17年清須市訓令第30号)に基づき、次に掲げる事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 業務施行能力
- (2) 経営規模
- (3) 契約の履行実績(業務成績及び技術力)
- (4) 履行中の契約件数及び契約高
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 倒産等に関する情報

(指名選定除外)

第6条 資格審査を受けた業者で、清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程(平成17年清須市訓令第34号)第3条及び第8条の規定に該当する者は、指名業者から除外するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、清須市指名業者選定委員会において定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指名基準

建設工事の種類	等級	設計金額
1 土木工事	A	8,000万円以上
	B	1,000万円以上8,000万円未満
	C	1,000万円未満
2 建築工事	A	5,000万円以上
	B	1,000万円以上5,000万円未満
	C	1,000万円未満
3 電気工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、塗装工事、防水工事、内装工事、建具工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、清掃施設工事	A	3,000万円以上
	B	300万円以上3,000万円未満
	C	300万円未満
4 造園工事	A	1,500万円以上
	B	300万円以上1,500万円未満
	C	300万円未満
5 上記以外の工事	A	1,000万円以上
	B	1,000万円未満